

## 消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

■令和3年10月1日～令和3年12月31日

令和3年12月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

&lt;取引・契約関係:16件&gt;

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月19日	半年後に迫る成年年齢引下げに伴う若年消費者被害の拡大防止に向けた実効性のある施策を直ちに実現することを求める会長声明	熊本県弁護士会 会長 原 彰宏	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下「本法律」という。)の2022年4月1日の施行日まで既に半年を切った。参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、①知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること(法成立後2年以内)、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内)、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日まで措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表することなどが求められた。しかし、成立から3年4か月が経過し、施行まで半年を切った現時点においても、上記のいずれの施策もいまだに十分に実施されているとは到底言い難い。当会は、上記状況を踏まえ、半年後に迫る施行を前に、改めて、国に対し、前記附帯決議に示されたような成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効性ある施策を緊急に実現することを求めるものである。
10月20日	消費者契約に関する検討会報告書についての意見書	クレジット・リース被害対策弁護士団 団長 弁護士 瀬戸和宏	「消費者の心理状態に着目した規定」について、意見を述べる。報告書で示されている「事業者が、正常な商慣習に照らして不当に消費者の判断の前提となる環境に対して働きかけることにより、一般的・平均的な消費者であれば当該消費者契約を締結しないという判断をすることが妨げられることとなる状況を作成し、消費者の意思決定が歪められた場合における消費者の取消権を設けること」には賛成である。
11月2日	成年年齢引き下げに伴う消費者被害の拡大防止と被害救済のための措置を求める会長声明	愛知県弁護士会 会長 井口 浩治	民法の成年年齢を18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(以下、「本法律」という)の施行日(令和4年4月1日)が、残りわずかに迫っている。成年年齢引下げにより、18歳、19歳の若年者の消費者被害拡大が懸念されることから、消費者教育の充実と消費者契約法改正をはじめとする法制度の整備が求められてきた。また、本法律の成立に際しても、参議院法務委員会は全会一致で付帯決議を採択し、①いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の創設②被害防止・救済のための法整備③マルチ商法への措置④消費者教育の充実⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施の検討などが政府に求められた。しかし、施行までわずかに迫った現時点においても、いずれの施策もいまだに十分とは到底いえない状況にある。例えば、若年者の消費者被害拡大に対応するために必要不可欠な施策であるつけ込み型不当勧誘取消権の創設は、今般、消費者庁「消費者契約に関する検討会」が取りまとめた報告書をみても、現に発生している若年者の消費者被害を広く救済できるとはいえない提言に止まっており、施行日までに実現できる目は全くたっていない。また、消費者教育についても「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」等は実施されているものの、消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとはいえない状況である。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、特に学校現場における消費者教育に十分な時間が取れない状況が続いている。当会は、本法律成立前の平成29年11月7日、そもそも成年年齢を引き下げるべき立法事実はなく、また、消費者問題拡大に対する必要な手当てが十分なされていない状況での引下げに反対であるとの会長声明を発したが、このまま施行日を迎えた場合、まさに引下げに伴う若年者の消費者被害の拡大の現実化は不可避である。よって、付帯決議の内容とされた若年者の消費者被害の拡大防止と被害救済のための各課題に対する措置の速やかな実現を求める。
11月8日	超高齢社会において全ての消費者が安心して安全に生活できる社会の実現を推進する決議	日本弁護士連合会 会長 荒 中	2021年10月15日開催の第63回人権擁護大会で採択された「超高齢社会において全ての消費者が安心して安全に生活できる社会の実現を推進する決議」の趣旨実現を要望する。 1 国は、消費者被害の予防及び救済のための法制度を整備すること 2 国及び地方公共団体は、消費者支援のための見守りネットワーク作りを推進するための措置を講ずること 3 国及び地方公共団体は、成年後見制度を消費者被害の予防・救済に利用し、併せて、権利擁護及び地域福祉に関する他の施策との連携を促進していくこと 4 国及び地方公共団体は、特殊詐欺等による被害の防止及び被害回復のための措置・取組をより一層強化すること 5 国は、ぜい弱な状況にある消費者に対し積極的な支援を行うこと、事業者が取引に際して消費者の特性に応じた合理的配慮をすることを徹底するための施策を推進すること、事業者による身元保証等のサポート事業については、事業者に対する適切な監督を実施できる法制度を整備すること
11月12日	成年年齢引下げに伴い若年者の消費者被害が拡大することを防止するため、実効性ある施策を早急に実現すること等を求める会長声明	香川県弁護士会 会長 藤本 尊哉	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下「民法改正法」といいます。)の施行日である令和4年4月1日まで半年を切りました。民法の成年年齢引下げについては、特に18歳、19歳の若年者の未成年者取消権が失われることに伴い、消費者被害が拡大することへの懸念が指摘されてきました。そこで、2018年の民法改正法の成立に際しては、参議院法務委員会において全会一致の附帯決議がされました。具体的には、①知識、経験、判断力の不足などの事情を利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること、②若年者の消費者被害を防止、救済する制度を創設すること、③マルチ商法等の被害の実態に即した対策について必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤若年者に理解されやすい形で周知徹底を図ることや社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日まで上記の措置の実施、効果、国民への浸透について調査、検討し、その状況について随時公表することなどが求められたものです。しかし、民法改正法成立から3年が経過し、施行まで半年を切った現在においても、「つけ込み型不当勧誘取消権」は創設されておらず、若年者の消費者被害を防止、救済するために必要な措置は講じられていません。消費者教育や若年層への周知についても、消費者教育についてのキャンペーンや教員向けのセミナー、消費者庁における若者ナビの開設等の取組みがされているものの、若年層をはじめとする国民に対して、18歳で未成年者取消権が失われることの意味やリスクが十分に周知され浸透しているとは言い難い状況です。そこで、当会は、国に対し、前記附帯決議で示された各施策について速やかな実現を強く求めるとともに、仮にこれらが実現されない場合、民法改正法中、少なくとも未成年者取消権の行使可能年齢を引き下げ部分について施行を延期することを求めます。
11月15日	成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための実効性ある施策の実現を求める会長声明	神奈川県弁護士会 会長 二川 裕之	1. 成年年齢引下げに係る改正民法(以下「本法律」)施行まで5カ月を切った。 2. 成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を行使できなくなり、消費者被害が拡大することへの懸念がこれまでも指摘され、当会も、2017年11月8日、「成年年齢を引き下げる民法改正に反対する意見書」において、若年者保護の観点からの法改正を求める意見を表明している。 そして、2018年の本法律の成立に際しては、参議院法務委員会において附帯決議がなされ、①知識、経験、判断力の不足などを利用して勧誘し契約締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること(法成立後2年以内)、②若年者の消費者被害の防止・救済のための必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内)、③マルチ商法等による消費者被害の実態に即した対策について検討し必要な措置を講ずること、④消費者教育を質量共に充実させること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までこれらの措置の実施、効果、国民への浸透について調査・検討し、その状況を随時公表することなどが求められた。 3. しかし、いずれの施策も未だに十分なものとは言えない。 前記①のつけ込み型不当勧誘取消権の創設は、附帯決議に明示された期限である2年を経過しているにもかかわらず、その目途も立っていない。 また、成年年齢引下げ自体の周知はされているものの、未成年者取消権を18歳で失うことの意味についての周知は抽象的かつ不十分。 このままの状況では、18歳、19歳の若年者への消費者被害拡大という懸念が現実化しかねない。 4. よって、当会は、国に対し、上記状況をふまえ、地方自治体とも協力して附帯決議に示された全ての施策を早急に実現することを強く求めると共に、これを実現できない場合は、本法律の施行を延期するよう求める。
11月17日	契約書面等の電子交付に関する政省令制定に関し、消費者保護のための必要な措置を定めることを求める意見書	埼玉弁護士会 会長 高木 太郎	特定商取引法及び預託法の契約書面等の電子交付に関する政省令を定めるに当たっては、 1 契約書面等を電子交付することの承諾取得について、書面により行うなど消費者の真意に基づく明示的な承諾を確保するための必要な措置を定めること 2 契約書面等を電子交付することを認める消費者を、書面の電子化に対応できる適合性を有する消費者に限定する要件を定めること 3 契約書面等を電子交付する方法について、書面による場合と同程度の告知機能が確保されるよう必要な措置を定めることを求める。 書面の電子化を内容とする特定商取引法及び預託法の改正は、多くの反対意見が出され、様々な問題を孕むものである。 消費者保護を目的とする特商法・預託法の趣旨を後退させないよう、適切な政省令を制定し、消費者被害の拡大防止を図るべきである。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月24日	成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める会長声明	福岡県弁護士会 会長 伊藤 巧示	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下、「本法律」という。)の施行日は2022年(令和4年)4月1日とされている。成年年齢が引き下げられ、若年者に民法上認められていた未成年取消権が失われれば、消費者被害に巻き込まれた場合の救済策が不十分なものとなってしまふ。当会では、2018年(平成30年)2月23日、「民法の成年年齢引下げに反対する会長声明」を発売した。この会長声明では、仮に成年年齢の引下げを行うとしても、①事業者が消費者の判断力、知識、経験等の不足につけ込んで締結させた契約を取り消すことができる規定(消費者契約法の改正)と、②知識、経験、財産状況に照らして、当該取引を行うのが適切でない若年者に対する勧誘を禁止するとともに、そのような勧誘が行われた場合にはその契約を取り消すことができる規定(特定商取引法の改正)を設けること、③若年者がクレジット契約をする際の資力要件とその確認方法を厳格化すること(割賦販売法の改正)及び④若年者が貸金業者等から借り入れを行う際の資力要件とその確認方法につき厳格化を図ること(貸金業法と主要銀行向けの総合的な監督指針等の改正)が必要であるとしていた。ところが、本法律制定から3年以上が経過した現時点でも、これらの対応は不十分である。①の取消権については、消費者庁での検討会で議論されているが、創設の目的はたっていない。②から④についても、改正は具体化されていない。そこで、当会は、国に対し、成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のために、早急に、先に指摘した①から④の改正や、場合によっては成年年齢引下げの施行延期などを含めて、十分な対応措置がとられることを求めるものである。
12月1日	成年年齢引下げに伴う弊害防止のための附帯決議の早急な実施を求める会長声明	宮崎県弁護士会 会長 谷口 渉	民法の成年年齢引下げ(施行日:2022年4月1日)により、未成年者取消権を喪失する18歳及び19歳の若年者に対して消費者被害が拡大することが懸念されている。とりわけ、当県では高等学校を卒業後、18歳または19歳の段階で進学や就職のために県外へ出て一人暮らしを始める若年者も多いことから、その懸念は大きい。本法律成立に際し、反対意見が多くみられ、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、以下が求められた。 ①いわゆる「つけ込み型不当勧誘取消権」を創設すること(法成立後2年以内) ②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内) ③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること ④消費者教育の充実を図ること ⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること ⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表すること など ところが、成立から3年以上が経過し、施行が来年4月に迫った現時点においても、いずれの施策もいまだ不十分であると言わざるを得ない。当会は、国に対し、前記附帯決議をふまえ成年年齢引下げに伴う弊害防止のため、若年者の消費者被害を広く救済することが可能となるようなつけ込み型不当勧誘取消権を創設し、消費者教育・啓発活動を拡大強化するなど、実効性ある施策を速やかに実現することにより附帯決議を早急に実施することを求める。
12月1日	成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効的な施策を求める決議	近畿弁護士会連合会 理事長 今川 忠	民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下「本法律」という。)の施行日である2022年(令和4年)4月1日まで半年を切ったが、懸念される様々な弊害について、これを防止するための措置が甚だ不十分である。そこで、当連合会は、成年年齢引下げに伴う弊害防止のため、国に対し、直ちに次の措置を講ずることを求める。 1 消費者契約法を改正する際に、つけ込み型不当勧誘において、若年者保護も念頭においた立法措置を講ずること。 2 18歳、19歳が未成年者取消権を喪失することを踏まえて、特定商取引法に若年者取消権を制定するなど、若年者保護に資する立法措置を講ずること。 3 マルチ商法に関し、特定商取引法を改正するなどして、18歳、19歳への勧誘を禁じる立法措置を講ずること。 4 全ての学校現場において必要十分な消費者教育が行えるよう、予算規模を拡充するとともに、消費者教育のための授業時間を数時間単位で確保し、かつ消費者教育において弁護士を活用するよう各種の施策を講ずること。 5 成年年齢引下げにより生じる変化の有無、とりわけ懸念される消費者被害に関する情報について、政府広報やマスコミ等を通じてさらに周知徹底すること。 6 本法律の施行日までに、上記の各措置の実施状況および効果ならびに国民への浸透具合を検討・分析し、その結果を直ちに公表すること。
12月6日	SNS事業者の本人確認義務等に関する意見書	埼玉弁護士会 会長 高木 太郎	1. 総務省は、LINE等をはじめとするSNSが詐欺行為や詐欺商法の誘引手段として使用されている実態、特に利用者の登録時に本人確認を十分に実施していないSNSが詐欺商法の誘引手段として多用されている実情、弁護士法23条の2による利用者情報の開示請求に対するSNS事業者の対応状況等を調査したうえで、SNS事業者の本人確認義務の導入、本人確認記録の保管及び利害関係人による利用者情報の開示請求に対しSNS事業者が適切に対応する対策等、実効性ある措置を検討するように求める。 2. 消費者庁及び消費者委員会は、SNSを誘引手段とする投資詐欺被害や暗号資産取引被害等の実態、SNS事業者の利用者登録時の本人確認の実施状況、本人確認記録の保管状況、弁護士法23条の2による利用者情報の開示請求に対するSNS事業者の対応状況等を調査のうえ、総務省に対し第1項記載の措置が速やかに講ぜられるよう適切な働きかけもしくは意見表明を検討することを求める。
12月9日	消費者契約法第3次改正についての意見書	東京弁護士会 会長 矢吹 公敏	令和元年12月から消費者庁の「消費者契約に関する検討会」において消費者契約法の第3次改正に向けた議論が進められ、令和3年9月付けで報告書が公表された。同報告書に対する当会の意見は後記のとおりであるが、最初に消費者契約法のあるべき姿や改正に向けた議論を進めるにあたって留意すべき点について述べる。 消費者契約法は、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差を是正して消費者の利益の擁護を図ることを目的とし、消費者と事業者との間で締結される契約に広く適用される包括的な民事ルールとして平成13年4月に施行された。そして、平成18年改正においては適格消費者団体による差止請求制度が導入され、さらに平成28年改正(第1次改正)では過量契約取消権の創設や重要事項の範囲の拡大がなされるなどし、その後の平成30年改正(第2次改正)では不安をおおる告知等の新たな困惑類型が創設されるなどした。消費者契約法はこのような改正を重ねることで社会経済状況の変化にも対応しながら消費者被害の予防・救済を図ってきたものであるが、その過程で、包括的な民事ルールとしての機能を狭め、適切で柔軟な運用を阻害するおそれのある条項(平成30年改正で追加された困惑類型の取消規定)が追加されるなどし、次第に消費者にとってもわかりづらい条項になってきているように思われる。そのため、第3次改正にあたっては、消費者契約法が、民法と特定商取引に関する法律等の特別法の間にある包括的な民事ルールとして位置付けられるものであることを思い起こし、また、消費者の利益の擁護を図る法律として消費者にとってもわかりやすい条項となるように留意すべきである。 以上を前提として、報告書に対する意見を述べる。
12月20日	成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための実効的な施策を早急に実現すること等を求める会長声明	滋賀弁護士会 会長 森野 有香	成年年齢を18歳に引き下げる改正民法(本法律)の施行日である令和4年4月1日まで、残り3か月余。 1. 未成年者取消権を行使できない新たな成年をターゲットにした悪徳商法が増加し、消費者被害が拡大することが強く懸念されている。平成30年の本法律の成立に際し、参議院法務委員会は附帯決議で以下などを求めた。 ①いわゆる「つけ込み型不当勧誘取消権」を創設すること(法成立後2年以内) ②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内) ③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること ④消費者教育を質量共に充実させること ⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること ⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表すること 2. しかし、現時点においても、いずれの施策も未だに十分に実現されていない。 例えば、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、創設のための具体的目的も立っていない。また、消費者教育の点についても、消費者被害の予防につながる実践的な取り組みが十分に行われているとは言えない。さらに、成年年齢引下げへの周知徹底については、未成年者取消権を失うことによって消費者被害が拡大するおそれがあることについて、若年者に理解されやすい形での周知徹底がされているとは言えない。このまま令和4年4月1日を迎えば、18歳・19歳の若年者への消費者被害拡大という懸念が現実化しかねない。 3. 当会は平成28年及び平成30年に、成年年齢引下げに反対する旨の会長声明を発売した。成年年齢が引下げの場合、被害拡大防止のため、若年者取消権の創設等を求めてきた。 4. 改めて国に対し、参議院附帯決議の内容とされた各施策を早急に実現することを求める。これら施策が令和4年4月1日まで実現できない場合には、本法律中、少なくとも未成年者取消権の行使可能年齢を引き下げる部分について施行を延期されるよう求める。

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月22日	消費者トラブル防止に関する要望書「ネット取引なんでも110番を実施して」	公益財団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)	<p>当協会(NACS)は、創設以来時宜を得たテーマで毎年110番活動を実施しています。今年度は10月の毎週土曜日・日曜日、8日間、「ネット取引なんでも110番～ネット通販、スポーツクラブ、旅行、結婚式場、新型コロナウイルス関連などなど～」というテーマで実施いたしました。</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受けた「巣ごもり生活」が続き、「新しい生活様式」の中でインターネットの利用者が増えました。ネット取引は幅広い年代の消費者に身近なものとなりましたが、一方でネットに慣れない高齢者や未成年者のトラブルも増えました。</p> <p>ここ数年問題になっている、「低価格でのお試しだけのつもりで注文したのに、〇回購入が条件の定期購入だった」というトラブルは、意図しない契約をさせたということで販売事業者数社が消費者庁の措置命令を受けましたが、未だに消費者被害が減りません。特にスマートフォンの操作に不慣れな高齢者や低価格ということから未成年者のトラブルも多くなっています。</p> <p>また、未成年者についていえば、スマートフォンやゲーム機からオンラインゲームに高額な課金をしたというトラブルも目立っています。コロナ禍による失業、減収の影響もあり、儲け話のノウハウである情報商材、簡単な作業で確実に収入になると謳う副業の消費者被害も減りません。インターネット取引は、契約に至るまで動画サイト、アフィリエイト、SNSでのやり取りなど消費者によっても経緯が異なることがあります。また、見えない相手との取引でもあります。さらに提供される商品やサービスの複雑化、決済方法の多様化、グローバル化もあり、解決も難しくなっています。</p> <p>本書面による意見・要望が消費者被害の未然防止並びに消費者政策に反映されることを期待するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定商取引法: 通信販売におけるインターネット通販の規制の強化を求めます。</li> <li>2. 「特定商取引に関する法律の解説」の中で、適用除外(第26条)に関する通達として解説を求めます。</li> <li>3. 副業、情報商材等の契約において、特定商取引法、景品表示法の規制の強化を求めます。</li> <li>4. 特定商取引法: 連鎖販売取引の規制の強化を求めます。</li> <li>5. 警察と消費者庁、経済産業省等の連携で、詐欺的な悪質事業者の取り締まり強化を求めます。</li> </ol>
12月23日	成年年齢引下げに伴う消費者被害防止のための措置を求める会長声明	奈良弁護士会 会長 中村 吉考	<p>民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下「本法律」という。)の2022年(令和4年)4月1日の施行日が目前に迫ってきている。本法律成立に際しては、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされ、①知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権(いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権)を創設すること(法成立後2年以内)、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと(法成立後2年以内)、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーンの実施を検討すること、⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表すること等であったが、いずれの施策もいまだに不十分であると言わざるを得ない。特に、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、附帯決議に明示された期限を既に経過しているにもかかわらず、その目途も立っていない。消費者教育についても、消費者被害の予防につながる実践的な消費者教育が全国的に十分に行われているとは言えず、成年年齢引下げの弊害としての未成年者取消権の喪失による消費者被害拡大のおそれについての周知徹底はなされているとは言い難い状況にある。</p> <p>よって、当会は、国に対し、成年年齢引き下げの施行日を延期した上で、前記附帯決議に示されたような成年年齢引下げに伴う弊害防止のための実効性ある施策を実現することを求めるものである。</p>
12月24日	成年年齢引下げに伴う消費者被害拡大防止のための施策を早急に実現することを求める会長声明	群馬弁護士会 会長 矢田 健一	<p>第1声明の趣旨 成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害拡大防止に向けた施策を早急に実現することを求める。</p> <p>第2声明の理由 民法の成年年齢を引き下げる法律(以下「本法律」)の施行日である2022年4月1日が間もなく到来。高校生を含む18歳及び19歳の若年者が未成年者取消権を行使できなくなることから、これら年齢での消費者被害が拡大することが強く懸念される。</p> <p>本法律の成立にあたっては、参議院法務委員会の付帯決議において、①いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権の創設、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育を質量共に充実させることなどが求められていた。しかし、いずれの施策も未だに十分に実現されていない。</p> <p>①は創設の目的はたっており、②の必要な法整備も未だ実現していない。③についても、若年者の判断能力の不足に乗じて契約締結をさせることが禁止行為として措置の対象になったものの、従前の未成年取消権のような民事効はなく、十分な措置とは言えない。④についても、群馬県においては、高校生等に対して出前講座を実施しているほか「ぐんま版消費者教材」を利用した授業の実施がなされているが、消費者被害防止のための消費者教育が、全校での実施には至っておらず、質・量ともに十分とは言えない。</p> <p>当会は、2017年10月19日付けで、成年年齢引き下げに反対する会長声明を発出し、消費者教育の充実、取消権の創設、貸金業法等における資力・収入要件の強化を求めていたが、このままの状況で本法律が施行されれば、若年者に対する消費者被害の拡大が生じる危険は極めて高い。</p> <p>よって、当会は、国に対し、上記附帯決議に示された成年年齢引下げに伴う若年者の消費者被害拡大防止に向けた施策を早急に実現することを求める。</p>

<集团的消費者被害救済制度:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月19日	【参考送付】「消費者裁判手続特例法等に関する検討会」報告書についての意見	消費者機構日本 理事 磯部 浩一	本報告書の内容は、消費者団体訴訟制度(被害回復)(以下、本制度という。)をその制度目的に従って、より円滑に活用できるよう、幅広い観点から多くの改善すべき点を提言いただいたものであり、本制度の担い手である特定適格消費者団体としても、賛同する点が多いものです。 本報告書の提言を早急に具体化され、次期通常国会での消費者裁判手続特例法(以下、特例法という。)改正及び特例法の解釈明確化を進められることを要請します。 本報告書において、(特定)適格消費者団体が運営の主体となる消費者団体訴訟制度の意義を位置づけ社会的インフラであることを明示したことや、「制度のスタートアップを加速して自立的サイクルが機能する状態に速やかに導くべく、強力な挺入れのための支援が必要」と記載したことは高く評価できます。その一方で、具体的支援策に関する記載は部分的であり、総じて抽象的なものにとどまっているように思われます。上述の位置付けに見合うものとなるよう、今後、さらに拡充の検討や具体化をすすめることが必要です。 立法時にあった懸念論に配慮して設けられた、特例法における過剰で不合理な規制を施行後の状況を踏まえて合理化し、本制度の利用促進を図ることが本検討会の目的であったと考えます。この点は一部達成されていますが、依然不徹底な部分も残されています。喫緊の課題に対する改善策については全体として評価できますが、引き続き検討が必要な課題も相当あります。また、見直しが提言された項目の具体的な法制化にあたっては、引き続き当事者である特定適格消費者団体や、適格消費者団体の意見を聴いてすすめられるよう強く要請します。
11月12日	消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書に対する意見書	日本弁護士連合会 会長 荒 中	第1対象となる事案の範囲 1 請求・損害の範囲の見直し (1)慰謝料 慰謝料として相当多数の消費者に同一額ないしは共通の算定基準により算定される額が認定される場合(画一的に算定される場合)には本制度の対象とする、との提案及び慰謝料が本制度の対象となり得る基準について賛成する。個人情報漏えい事案における慰謝料請求を故意の場合に限定することには反対する。少なくとも重過失による場合は対象とすべきである。 (2) その他の現行法上対象外とされている請求・損害 現行法で対象外とされている損害(拡大損害、逸失利益及び人身損害)も、慰謝料と同様にその額を画一的に算定できる場合には、本制度の対象とすべきである。また、特別法上の規定による不法行為に基づく損害賠償請求も、本制度の対象とすべきである。これらの点につき引き続き検討し、本制度の対象とするための体制を早急に構築すべきである。 2 被告の範囲の見直し 事業者以外の個人を被告に含めるといふ点には、賛成する。ただし、事業者以外の個人を被告に含める場合の要件として、事業者が故意・重過失により不法行為責任を負う場合で、かつ当該個人も故意・重過失により共同不法行為責任を負う場合と、二重に限定を加えることは要件が厳格に過ぎ、反対する。 3 直接的な契約関係にないが一定の関与をした事業者に対する請求 本提案に賛成する。 上記の外、下記について意見する。 第2 共通義務確認訴訟における和解 第3 対象消費者への情報提供の在り方 第4 実効性、効率性及び利便性を高める方策 第5 特定適格消費者団体の活動を支える環境整備 第6 その他
12月9日	「消費者裁判手続特例法等に関する検討会 報告書」に対する意見書	東京弁護士会 会長 矢吹 公敏	令和3年10月8日、「消費者裁判手続特例法等に関する検討会報告書」(以下、同検討会を「本検討会」といい、報告書を「本報告書」という。)が公表された。 本報告書は、平成28年10月1日に施行された「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(平成25年法律第96号。以下「特例法」という。)における集团的消費者被害回復制度(以下「本制度」という。)について、同法施行後3年経過した場合に施行の状況等を勘案して所要の検討を行う旨の同法附則第5条及び、本制度が実効的な制度として機能するよう、所要の措置を講ずるものとするとしていた衆参両国会の附帯決議を踏まえて、本制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他所要の措置に関する提案をするものである。 しかし、個々の消費者による個別の権利行使に困難が伴う場合があることに鑑み、集团的な被害救済を可能とする手続を設けることにより、消費者の利益を擁護する、という本制度の本旨(特例法第1条参照)に照らしたとき、本報告書の提案内容は、未だ不十分なものととどまっている。 また、本報告書は、「一刻も早い見直しを実現する」という本検討会の内在的な制約の下、「特に急ぎ対応する必要があると考えられるものを中心に検討し、本報告書を取りまとめた」ものであるため(本報告書2頁)、本制度の実効性を確保する観点から必要、有用な事項であっても、十分な検討がなされず、積み残しとされたものがある。そこで、当会は、本報告書に対し、意見を述べる。

<食品表示関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月15日	容器包装の表示に関する申入れ書	食の安全・監視市民委員会 代表 神山美智子	食品用容器・包装は、家庭用品品質表示法に基づき、プラスチック製品等の表示基準が定められ、また容器包装リサイクル法に基づく識別表示基準もあるが、内部に食品を含む容器(パックだし)などについては、容器包装リサイクル法による識別表示による材質以外、その材質の種類に関する表示がない。 カナダ・マギル大学の研究チームによる実験では、一般に流通しているティーバッグ1袋あたり、約116億のマイクロプラスチックと、31億のナノプラスチック(マイクロプラスチックより千倍小さい粒子)がお湯の中に放出されていることが分かり、(パックだしの)パックからもマイクロプラスチックが検出される可能性があることを示唆している。 しかし、予め食品であるだしが入ったパックだしの包材の材質が何であるか、プラスチックであれば、その材質の種類など、表示がない限り選択の判断ができないことから、食品衛生法第18条に基づき規格・基準が定められている容器・包装について、表示基準を定めるよう申し入れる。また、食品表示法を改正し、表示基準を定める対象を食品・添加物だけでなく、予め食品が入ったパック・小袋などの容器についても表示基準を設定できるようにすべきである。

<その他:4件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月8日	【参考送付】サーバリックスのアジュバントAS04中のMPL含量試験を生物学的製剤基準から削除すること等に反対する意見書(パブリックコメント)	薬物オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣	(意見の趣旨) 1. サーバリックス(組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン、イラフサギンウワバ細胞由来)の生物学的製剤の検定基準に関する規定から3-脱アシン化-4'-モノホスホリルリピッドA(MPL)含量試験を削除すべきではない。 2. サーバリックスについて、1ロット当たりの試験本数を50本から30本に減らすことは認められない。
11月12日	電気通信サービスにおける消費者保護施策の更なる充実を求めます	主婦連合会 会長 河村 真紀子	消費者が利用しやすい電気通信サービスのために、以下のことを要望します。 1 総務省が来年度実施する「スマホ乗換え相談所」において、電気通信サービスに精通していない消費者が自分の使い方にあった契約や使用する端末を主体的に選択することができるよう、中立的な立場で、丁寧で平易な言葉で説明される環境の整備を求めます。 2 電気通信サービスの契約に関する電話勧誘について、Do Not Call制度(電話勧誘拒否登録制度)の導入を求めます。 3 固定通信サービスの解約時には、多額の費用が発生する場合があります。消費者保護の観点から、解除料だけでなく、撤去工事費等も含めた解約時前費用全体のルール化を求めます。 4 電気通信サービスの契約変更や解約の際、オンライン上で契約できるものは、変更や解約もオンライン上で完結できるようにすることを求めます。 5 電気通信分野の苦情処理体制の検討に当たっては、通常の消費者相談では解決できない苦情に対して的確な処理が行われる電気通信サービス専門の機関として、確実に設置されることを求めます。 6 5G対応の携帯電話基地局設置が進められる中、電波による健康被害等への不安の声があります。国民の安全・安心のための配慮がなされる施策を求めます。
11月19日	【参考送付】HPVワクチンの積極的勧奨再開に反対し、被害者の真の救済のための施策を求める	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	2021年11月12日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策調査会の合同部会において、HPVワクチンの積極的勧奨の再開が決定された。 HPVワクチンの被害者たちが救済を求める集団訴訟を提起している最中に行われた本決定は、日本の薬事行政の歴史に新たな汚点を残す不当な決定であり、当会議は強く反対し、再開の撤廃を求めるとともに、厚生労働省に対して以下のとおりの実現を求めます。 (1) HPVワクチンを受けた人の健康状態の長期追跡調査を実施すること (2) HPVワクチンの被害者を実際に数多く治療している医師からなる研究班を設置して、副反応の効果的な治療法を開発する研究を促進すること (3) 被害者の意見を踏まえて治療体制を見直し、生活、教育、就労の支援策を講じること (4) 現在のリーフレットの偏った記載を見直し、十分な情報提供を行うこと (5) HPVワクチンに対する救済制度の運用を見直し、十分な救済を行うこと (6) 被害者に対する差別や中傷をやめるよう、啓発すること (7) 検診の促進をはかること (8) 以上の施策の実現に当たり、副反応被害者のヒヤリングを実施すること
12月21日	資金移動業者の口座への賃金の支払に関する意見書について(参考)	日本弁護士連合会 会長 荒 中	資金移動業者の口座への賃金の支払を認める制度については、現金払いと同等の労働者保護が確保されておらず、不適切な業者の参入、不正利用の際の補償、個人情報やプライバシー等への悪影響、悪質取引の決済への使用等といった事態への適切な対応も図られていないので、これらの問題を解決することなく導入することに反対する。